

予定価格の算定に使用する見積設計単価等の公表について

上記のことについて、入札過程における設計積算条件の透明性の向上を図るため、下記のとおり施行することとします。

記

1 適用範囲

- (1) 久御山町建設課、新市街地整備課及び上下水道課で発注する全ての土木工事
- (2) 久御山町建設課、新市街地整備課及び上下水道課で発注する全ての土木設計業務等委託（測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び調査・計画業務）

2 公表する内容

- (1) 見積又は特別単価調査により決定した材料の名称、規格等、単位及び採用単価
- (2) 見積又は基準書等の準用により決定した歩掛の工種、歩掛構成（名称、規格、単位、数量）及び日当り施工量
- (3) 採用物価資料の年月、頁、材料の名称、規格、単位、地区及び調査階（小口等の条件を含む。）
- (4) その他、特筆すべき積算条件等

3 公表の方法

入札公告時の添付資料において、次のとおり公表する。

- (1) 積算参考資料で公表する内容（別紙「積算参考資料記載例」参照）
 - 2 (1)、(3) 及び (4) に関する事項
- (2) 金抜き設計書で公表する内容
 - 2 (2) に関する事項

4 その他

- (1) 見積により決定した歩掛等について、見積元は非公表とする。
- (2) 見積依頼をする際に入札公告時に公表する旨を依頼文に記載する。

記載例

採用した単価及び歩掛につきましては、入札公告時に原則公表（会社名は非公表）としますので、あらかじめご了承ください。

- (3) 見積元から非公表の条件が付された単価は、非公表とする。
- (4) 建設物価又は積算資料の一方にしか掲載がない単価の場合、掲載がない方の地区名・単価欄の表示は「－」とする。

5 適用日

令和7年10月1日以降積算するものに適用する。